

大雪災害に関する緊急要望

今般の1月から2月にかけての寒波に伴う記録的な大雪により、日本海側を中心に除雪中の事故による死傷者の発生、家屋の破損等の人的・物的被害や幹線道路の通行止め、公共交通機関の運休、断水等が発生し、住民生活や経済活動に多大な影響をもたらしている。また、雪の重みによる農業用ハウス等農業施設の損壊など、農林漁業にも甚大な被害が生じており、今後の降雪や本格的な融雪期を迎えるにあたり、被害の一層の拡大が憂慮されるものである。

これらに対処するため、被災町村においては、住民の日常生活の確保、農林漁業関係者への支援、災害の防止・復旧などに全力を傾注しているところであるが、財政力の弱い町村が多い中、今般の大雪対策に係る経費は膨大な金額にのぼるため、国による迅速かつ強力な支援が不可欠である。

よって、国は、下記事項を早期に実現すること。

記

1. 大雪対策に係る被災町村の財政負担の急増に対処するため、特別交付税等による十分な財政措置を講じること。
2. 市町村道の除雪費等に対する国庫補助の臨時特例措置を早急に行うこと。
3. 高齢者等要支援者世帯や空き家の雪下ろし・除排雪等住民の生活基盤の確保に対する財政支援措置を講じること。
4. 農業用ハウス等の倒壊による農作物等の被害拡大や生産活動への影響を防ぐための支援措置を講じること。
5. 雪崩から人命等を守るため、雪崩防止施設等の整備を推進すること。

平成30年2月

全国町村会長
荒木泰臣